

1 警察官の募集について！！

徳島県警察では、男女問わず、多種多様な人材を求めています。
誰にでも『正義の味方』になるチャンスはあります。
興味のある方は、ぜひ試験を受けてみて下さい。



● 警察官 A

受付期間：令和7年5月2日（金）～5月27日（火）まで

受験資格：平成元年４月２日以降に生まれた者で、四年制大学等を卒業した者又は令和８年３月３１日までに卒業する見込みの者。

第1次試験：令和7年7月13日（日曜日）



● 警察官B

受付期間：令和7年8月1日（金）～8月26日（火）まで

受験資格：平成元年４月２日から平成２０年４月１日までに生まれた者。
ただし、四年制大学等を卒業した者又は令和８年３月３１日までに卒業する見込みの者を除く。



第1次試験：令和7年10月19日（日曜日）

2 悪質なりフォーム事業者にご注意ください！！

『建築物省エネ法が変わったので、ソーラーパネルの設置など省エネのリフォームをしないと法律違反で罰金をとられるかもしれませんよ。』



このような電話が架かってきたことはありませんか。

法律で省エネ基準への適合が義務化されているのは「**全ての新築住宅・非住宅**」で、今お住まいの住宅は、省エネリフォームをしなくても法律違反になりません。

悪質リフォームの被害にあった場合は

訪問販売等で契約してしまった場合、契約書面を受け取った日から原則8日以内に書面または電磁的記録(電子メールの送付等)で通告すれば契約解除(クーリング・オフ)ができます。

クーリング・オフの方法(電子メール等の電磁的記録によることもできます。)

- 「契約解除通知書」と題して、「契約日」、「工事名」、「契約金額」、「リフォーム事業者・担当者名」、「契約者の氏名・住所」に加え、契約解除する旨をハガキなどの書面に記載します。
- 表裏コピーを取り、特定記録郵便や簡易書留など「出した日付」がわかる方法で送ります。
- コピーと特定記録郵便などの受取証は大切に保管してください。

おかしいな?と思ったら、一人で悩まずご相談ください。

住まいに関するご相談は 住まいのダイヤル 03-3556-5147 （受付時間：午前10時00分～午後7時00分） （土、日、祭日、年末年始を除く） 住まいの専門家と直接お話しできる お電話のご案内です。 リフォーム・修繕のご相談に専ら	詐欺に関するご相談は 警察相談専用電話 #9110 （電話受付時間：午前10時～午後7時） （土、日、祭日、年末年始を除く） ※住宅に関する詐欺です。 ※詐欺被害に遭った場合は、警察に被害届を提出し、捜査を受ける必要があります。	契約に関するご相談は 消費者ホットライン 188 電話受付時間：通話料なし24時間受付です。 但し、夜間（午後10時～翌朝5時）は緊急の被害に 限って対応いたします。お電話で確認し、必要に応じて お電話し、必要に応じて訪問して調査いたします。
--	--	---

徳島県警
Facebook



徳島県警
X (旧 Twitter)



徳島県警
YouTube

